

野中義美税理士事務所 通信

No.81

今月のテーマ 「従業員の表彰金と所得区分」

1. Q 新型コロナウイルス感染症の影響で多くの企業が業績悪化に苦しむ中、新商品の販売等で業績が回復した企業もあると聞きます。新製品の企画立案者に対して表彰金として支給した金額の所得区分はどうなるのでしょうか。

A それは、その功労者の「通常の職務」であるかどうかで異なります。会社が従業員に対して支払う金額は、所得税法上、原則として給与所得に区分され源泉徴収が必要です。そこで、事務作業や製品品質の改善等に寄与する業務上有益な考案をした従業員に対して支給する表彰金等についてはその考案が功労者の“通常の職務の範囲内”であると給与所得に区分されます。

2. Q 例え、功労者が“通常の職務の範囲内”として、商品の企画立案を行う商品開発部員であれば、その表彰金は給与所得に区分されると言うわけですね。
それでは、従業員の“通常の職務の範囲外”的ものについて支給する表彰金についてはどの所得に区分されますか。

A その場合は、一時所得又は雑所得に区分され、源泉徴収は不要となります。
功労者が“通常の職務の範囲外”として商品の企画立案を行った営業部等である場合、表彰金はその支給が一時に支払われる一時所得に区分されます。また、例えば1万個売り上げるごとに支給するなど、売り上げに応じて複数回にわたるなど継続的な支給となる場合は雑所得となります。

3. Q 他に代表的な社内表彰制度である永年勤続表彰で支給を受ける表彰金はどうなるのでしょうか？

A そのような表彰金は社会通念上相当な金額であること、勤続年数がおおむね10年以上の者を対象にしていることなどの要件を満たせば課税されません。



FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中！

6月放送は 6月 8日、22日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

6月 3日、17日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の
一句

今年はもう梅雨入りです。史上2番目に早いそうです。そこで一句！

「喫茶店 赤いパラソル 待ちぼうけ」(雨の日曜日)

♪ モナリザの微笑み ザ・タイガーズ

今日の
一言

自分は最後の最後まで現役を続けて
負けて終わったからこそ いろんな選手にいろんな
アドバイスができる自分がいることが分かった。(古賀 稔彦)

意味：スーパースターの時にスーパースターのままで終わったら一般の方には「古賀さんは特別で負ける悔しさを知らないでしょ」と言われる。古賀さんは色々な経験がある。

〔九紫火星〕
何事にも無理や、背伸びをしない事が大切です。周りの意見に耳をかし、充分に理解し切向かうでしょう。

〔八白土星〕
忙しい月となりそうです。充実した時間達成感が得られる月です。気を抜かず手堅く行動しましょう。早合点に注意。

〔七赤金星〕
石橋を叩いて渡る慎重さが大切な時です。いい加減さが出ないよう注意して下さい。物事を進めると、なお幸運を呼び込みます。

〔六白金星〕
体調を崩しやすい時です。体調管理と睡眠を充分に取りましょう。家族との触れ合いが幸運を呼びます。

〔五黄土星〕
手堅く物事を進めた方が上手くいくでしょう。中途半端な状態で進めると足下をすくわれることに繋がります。慢心注意。

〔四緑木星〕
行動力が成功の鍵！眞面目に、積極的に物事に取り組みましょう。信用度もアップします。恋愛運吉です。

〔三碧木星〕
運動は上昇傾向があります。知識欲が大切です。読書や勉強の時間をたくさん取ると良いでしょう。

〔二黒土星〕
吉凶半々です。情報収集や根回しが大事なときです。自分の想いだけで、我を通しすぎないように注意しましょう。

〔一白水星〕
吉凶半々です。情報を大根なときです。自分の想いだけで、我を通しすぎないように注意しましょう。

九星占い (6月)